

令和元年度第6回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和元年9月20日(金)午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階大会議室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 堤 忠 正 委 員 福 田 一 子 委 員 後 藤 小 百 合 委 員 高 山 智 司
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 西 尾 博 人 学 校 教 育 課 長 石 黒 直 人 生 涯 学 習 課 長 近 藤 修 好 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第5回定例会会議録の承認について 日程第3 議案第4号 清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱案 日程第4 議案第5号 清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則案 日程第5 議案第6号 清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案 日程第6 議案第7号 清須市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する規則案 日程第7 議案第8号 清須市立幼稚園授業料等条例施行規則を廃止する規則案 日程第8 議案第9号 清須市内小中学校部活動指導ガイドラインについて 日程第9 議案第10号 令和2年度教職員定期人事異動方針について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 堤 忠 正 委 員 高 山 智 司 委 員

議事の経過

○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和元年度第6回清須市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、堤委員と高山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 第5回定例会会議録の承認について

齊藤教育長

日程第2、第5回定例会会議録の承認についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

それではお手元の令和元年度第5回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、開催日時は、令和元年8月8日、木曜日、午前9時30分開会でございます。

出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか、7名の教育部職員でございます。

日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。

次に、日程第3、議案第3号清須市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（平成30年度分）について議決をいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから7ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

齊藤教育長

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。第5回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、第5回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、福田委員と後藤委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 議案第4号 清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱案

齊藤教育長

日程第3、議案第4号、清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

議案第4号、清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱案。上記の議案を提出する。令和元年9月20日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の規定に基づき、施設等利用給付認定子どもに係る食事の提供に要する費用について、補足給付として支給することに関する事項を定めるために必要があるからです。

1 ページおめくりください。副食費の補足給付事業実施要綱案となります。私立幼稚園に通う園児の保護者のうち、所得階層やその世帯の家族状況等によって、認定を受けた保護者は、本来、負担いただく給食費のうち副食にあたる費用を、清須市が負担し、支援するために必要な事項を定めるものです。

これは、子ども・子育て支援法による保育園に通う園児の保護者が受けることができる副食費に係る支援と同等の内容の支援が受けられるように、新規制定するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第4号、清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第4号、清須市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱案については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則案

齊藤教育長

日程第4、議案第5号、清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

議案第5号、清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則

案。上記の議案を提出する。令和元年9月20日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令の一部改正による子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化に伴い、市立幼稚園の管理規則を改める必要があるからです。

1ページおめくりください。幼稚園管理規則の一部を改正する規則案となります。こちらは、清須市議会9月定例会において、審議される「清須市立幼稚園授業料等条例を廃止する条例案」が可決されることを前提としております。授業料等条例が廃止されることに伴い、管理規則上の字句を削除するものです。

なお、附則において、10月以降の給食費について適用し、9月までの授業料・給食費については、従前の例によると規定しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第5号、清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第5号、清須市立西枇杷島第1幼稚園管理規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案

齊藤教育長

日程第5、議案第6号、清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

議案第6号、清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和元年9月20日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、食材料費の値上げが続いている中、今後も給食の水準を継続して維持していくために、現行の給食費を引上げる必要があるからです。

2ページおめくりください。新旧対応表になっております。月額で、幼稚園が3,600円から3,800円、小学校が3,900円から4,100円、中学校及び学

校給食センター管理事務所職員が 4,500 円から 4,800 円の値上げとなります。

給食提供日が少ない小学校 1 年生の 4 月及び中学校 3 年生の 3 月については、別表第 1 のとおり別に示しております。

施行につきましては、令和 2 年度 4 月 1 日からでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第 6 号、清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第 6 号、清須市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 7 号 清須市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示案

齊藤教育長

日程第 6、議案第 7 号、清須市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

議案第 7 号、清須市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。令和元年 9 月 20 日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令の一部改正による子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化に伴い、市立幼稚園における預かり保育について、現状の運営に併せるとともに、規定を整備する必要があるからです。

1 ページおめくりください。預かり保育実施要綱の一部を改正する告示案となります。幼稚園授業料等の無償化に関連して、預かり保育においても保育の必要性が認定された園児に係る預かり保育料が、上限の範囲内であれば、授業料に併せて無償化となることから、必要な規定を整理するとともに、現状の運用に規定を併せる等の改正を行うものです。

4 ページおめくりください。新旧対応表になっております。主に、対象園児と定員について規定するとともに、申込方法を改めるものですが、運用上は、大きな変化を生じないよう配慮したかたちとしております。

また、預かり保育の要件については、子ども・子育て支援法関連の規定に準ずるかたちで要件を規定し、例外規定を設けて、現状の受入態勢を維持できるようにしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(福田委員 挙手)

福田委員

福田委員

この清須市立幼稚園というのは、西枇杷島第1幼稚園に限った話でしょうか。

(学校教育課長 挙手)

齊藤教育長

学校教育課長

学校教育課長

学校教育課長の石黒です。

はい。西枇杷島第1幼稚園のこととなります。

齊藤教育長

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第7号、清須市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第7号、清須市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示案については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 清須市立幼稚園授業料等条例施行規則を廃止する規則案

齊藤教育長

日程第7、議案第8号、清須市立幼稚園授業料等条例施行規則を廃止する規則案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

議案第8号、清須市立幼稚園授業料等条例施行規則を廃止する規則案。上記の議案を提出する。令和元年9月20日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令の一部改正による子どものための教育・保育給付の利用者上限額の無償化に伴い、市立幼稚園の授業料等に係る規則を廃止する必要があるからです。

1ページおめくりください。規則を廃止する規則案です。こちらは、清須市議会9月定例会において審議される「清須市立幼稚園授業料等条例を廃止

する条例案」が可決されることを前提としております。国の進める幼児教育無償化に伴い、幼稚園授業料が実質的に無償化とされることから令和元年10月1日付けで、廃止するものです。

なお、附則により、廃止前の事務処理について、9月分の授業料等の徴収事務を行うことを規定しています。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第8号、清須市立幼稚園授業料等条例施行規則を廃止する規則案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第8号、清須市立幼稚園授業料等条例施行規則を廃止する規則案については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 清須市内小中学校部活動指導ガイドラインについて

齊藤教育長

日程第8、議案第9号、清須市内小中学校部活動指導ガイドラインについてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(教育部参事 挙手)

教育部参事。

教育部参事

はい。教育部参事の西尾でございます。

議案第9号、清須市内小中学校部活動指導ガイドラインについて。上記の議案を提出する。令和元年9月20日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市内小中学校における適切な部活動の運営と指導等について、部活動の本来の意義を踏まえた上で、児童生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現に資するものとなるよう総合的な指針を示す必要があるからです。

2ページおめくりください。部活動指導ガイドラインの概要について説明します。

1ページをご覧ください。1つ目に部活動の意義についてです。部活動は、学習指導要領において学校教育の一環であると位置づけられています。スポーツに親しみ、体力の向上や健康の増進を図ったり、文化芸術や科学等に親しみ、自らを高め仲間と共に発表や表現をするばかりでなく、児童生徒が様々なものを学ぶ場になっています。

2つ目にガイドラインの策定の経緯についてです。今日、学校の部活動運営において、様々な課題が生じています。それらに対しスポーツ庁は「運動

部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成30年3月に策定、公表しました。これを受けて、愛知県教育委員会は「部活動指導ガイドライン」を平成30年9月に策定、公表しました。国や県のガイドラインを受けて、清須市教育委員会では「部活動指導ガイドライン」を策定し、その指針を市内各小中学校に示していきたいと思えます。

3つ目にこれからの部活動に求められる方向性についてです。これからは量から質へ、指示から支援という考え方が必要となってきます。

4つ目に適切な活動量についてです。2ページをごらんください。児童生徒の、バランスの取れた学校生活や成長の保障及びスポーツ障害の予防の観点などから、活動時間等の基準を以下のとおり定めます。

小学校については、学期中の平日は週2日以上 of 休養日を設けます。学期中の休日は奇数週の土曜日午前のみとします。また、週末に大会参加等で活動した場合は、代替休養日を確保します。活動時間については、学期中の平日は2時間以内、休業日は3時間以内とします。

中学校については、学期中は週2日以上 of 休養日を設けます。また、大会への参加等により週末に活動する場合は、代替休養日を確保します。活動時間については、学期中の平日は2時間程度、休業日は3時間程度とします。

長期休業中においては、小中学校ともに週末の2日間を休養日とし、会議、行事を行わない期間に連続した1週間程度の休養日を設けます。また、冬季休業中の12月29日から1月3日までは活動を行いません。

5つ目に安全の確保と緊急時の対応についてです。部活動を行う上で、最も重要なことは、児童生徒の安全の確保です。顧問は、健康、安全に留意した、適切な活動を行う必要があります。熱中症予防のため、高温や多湿時には WBGT 値にも留意し、十分に水分や塩分を補給できる時間を確保するとともに、健康管理を徹底します。落雷などを避けるために、急激な天候の変化にも迅速な対応が必要です。緊急時の対応については、校内で事故が発生した場合に備え、速やかに第一報が入るようにします。また、医療機関で受診するための道筋を確立しておく必要があります。

6つ目に体罰の根絶についてです。体罰は学校教育法第11条で禁止されており、顧問は部活動だけでなく、児童生徒への指導においていかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は違法行為であるだけでなく、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、顧問及び学校への信頼を失墜させる行為です。運動部活動においては、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促し、活動を通じ達成感や連帯感を育む目的の範囲内でのみ許容されます。

部活動ガイドラインについては、今後国や県の動きを注視し、見直しを図っていきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第9号、清須市内小中学校部活動指導

ガイドラインについては、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第9号、清須市内小中学校部活動指導ガイドラインについては、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 令和2年度教職員定期人事異動方針について

齊藤教育長

日程第9、議案第10号、令和2年度教職員定期人事異動方針についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(教育部参事 挙手)

教育部参事。

教育部参事

はい。教育部参事の西尾でございます。

議案第10号、令和2年度教職員定期人事異動方針について。上記の議案を提出する。令和元年9月20日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、令和2年度の教職員、学校事務職員及び学校栄養職員人事異動の基本方針を定める必要があるからです。

1ページおめくりください。教職員人事異動方針(案)でございます。学校事務職員及び学校栄養職員の人事異動方針についても、愛知県教育委員会の人事異動方針に準じて行います。昨年度からの変更は年度のみで内容の変更はございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第10号、令和2年度教職員定期人事異動方針については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第10号、令和2年度教職員定期人事異動方針については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

齊藤教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和元年度 第6回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時20分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤孝法

署名委員 堤 忠正

署名委員 高山智司